

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二四
○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則	
訓 令	二四
○福島県公印規程の一部を改正する訓令	
○福島県公文例規程の一部を改正する訓令	二五
告 示	二四
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件	二四
○道路の区域を変更する件三件	二五
公 告	二四
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	二四
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件	二四
○一般競争入札を行う件	二四
福島県選挙管理委員会	二五
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	二五

規 則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十一日

福島県規則第五十八号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県知事 内堀雅雄

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「規定する」の下に「医療調整担当課長並びに同規則第二十三条の規定する」を加える。

第六条第二項第二号中「企画調整部長」の下に「又は風評・風化戦略担当理事」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（文書法務課）

訓 令

福島県訓令第十三号

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月十一日

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県知事 内堀雅雄

福島県公印規程（昭和三十一年福島県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「福島県風評・風化対策監印」17の8 同 総務部知事 公室広報課長」を削る。

第十条中「出納局長」の下に「風評・風化戦略担当理事」を加え、「風評・風化対策監」を削る。

別表第一中

17の8	県 風 化 監 印
	福 島 風 評 策 監
	福 風 対 策

を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（文書法務課）

福島県訓令第十四号

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月十一日

本庁機関
出先機関

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県知事 内堀雅雄

福島県公文例規程（昭和三十五年福島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項の表中「出納局長」を「出納局長 風評・風化戦略担当理事」に改め、同表備考一中「風評・風化対策監」を削り、同表備考二中「空港利活用担当課長名」を「医療調整担当課長又は空港利活用担当課長」に改める。

この訓令は、公布の日から施行する。

（文書法務課）

告 示

福島県告示第四百四十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和三年六月七日救急病院として認定した。

令和三年六月十一日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
福島南循環器科病院	福島市方木田字辻の内三番地の五	認定有効期限	令和六年六月六日
			（地域医療課）

福島県告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星ユリ子 星英男
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第五百六十号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
竹野谷幸雄 芳賀百作 星光雄 赤松政範 芳賀長市 芳賀恒夫 野澤幸夫 黒川イ子ヨ 野沢久雄 星要吉 竹野谷幸雄 赤松省助 芳賀直久 星登一 野澤幸夫 星克己 星初男 芳賀亮悦 星治 星清次 芳賀三千雄
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第五百二十九号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小倉梅雄 目黒喜代一 平野智芳
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第五百四十号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方

のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星ヒトシ
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第五百二十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年六月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜平線	いわき市鹿島町御代字 九反田四九番一地先か ら 同 市鹿島町御代字 九反田四九番一地先ま で	変更前	三〇・〇 三三・〇	一一・〇
		変更後	三〇・〇 三〇・〇	一一・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年六月十一日

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜小野線	いわき市内郷高野町中 倉八四番一地先から 同 市内郷高野町中 倉八五番一地先まで	変更前	一〇・五 二二・八	四七・四
		変更後	一六・〇 二六・五	四七・四

福島県知事 内堀 雅雄

（道路計画課）

福島県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年六月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字越川 字五十筋一八〇五番一 地先から 同 郡同 町大字越川 字五十筋一七六九番一 地先まで	変更前	八・〇 八・六	二七〇・〇
		変更後	八・〇 八・六 一三・七	二七〇・〇

（道路計画課）

公 告

公告第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和三年六月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

飯舘村土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 杉岡 誠

住所

相馬郡飯舘村草野字本町八八番地

（農村計画課）

公告第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年六月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

母畑地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 車田 次夫

住所

石川郡玉川村大字小高字西屋敷三五番地

郡山市田村町御代田字内手一番地の五

同 市田村町守山字中町一六番地

同 市田村町谷田川字町畑一二一番地

同 須賀川市塩田字細久保一七二番地

同 市小倉字新屋敷三一一番地二

同 市下小山田字孫八内九七番地

同 市雨田字十三仏一一番地

同 市日照田字館二三番地

同 市狸森字上薑一〇九番地

同 石川郡玉川村大字山小屋字的場五番地

同 郡同 村大字岩法寺字中ノ町五一一番地

同 郡同 村大字川辺字和尚平八〇番地

同 郡同 村大字南須釜字萩ノ田六七番地

同 郡同 村大字形見字道橋二九番地の一

同 郡石川町大字中野字水内四九番地の一

同 郡同 町大字曲木字仲ノ内九〇番地

同 郡同 町大字母畑字樋ノ口一一四番地

同 瀨谷 寛隆

同 小豆畑 茂美

同 鈴木 正行

同 古森 博美

同 駒塚 英明

同 深谷 信夫

同 矢吹 忠吉

就任した役員

役別 氏名

理事 車田 次夫

同 吾妻 誠

同 黒澤 健一

同 矢吹 光一

同 塩田 隆

同 塩田 邦平

同 安田 幸和

同 溝井 光夫

同 須田 忠一

同 関根 広重

同 石森 春男

同 塩澤 邦章

同 須藤 久一

同 塩澤 重男

同 塩田 金次郎

同 近内 繁治

同 草野 傳明

同 有賀 昭

同 瀬谷 寛隆

同 小松 文明

同 鈴木 正行

同 金澤 洋一

同 金澤 昭治

同 矢吹 忠吉

同 南條 武義

同 郡同 町大字沢井字観音山二二番地の八

同 郡同 町沖ノ田輪四五番地

同 白河市東下野出島字鶴見山一七番地の四

同 市東上野出島字反町七四番地

同 郡山市田村町守山字彌明二五七番地の一

同 白河市東上野出島字駒方四二番地

同 石川郡玉川村大字吉字中平一一二番地の二

住所

石川郡玉川村大字小高字西屋敷三五番地

郡山市田村町大善寺字上新屋敷一八番地

同 市田村町守山字権現壇一〇〇番地の四

同 市田村町岩作字坂ノ上一八番地

同 市田村町塩田字石戸屋一五二番地

同 須賀川市塩田字石戸屋一五二番地

同 市小倉字新屋敷三一一番地二

同 市下小山田字早稲田二三三番地

同 市雨田字十三仏一一番地

同 市大栗字堰ノ入三番地

同 市狸森字上薑一〇九番地

同 石川郡玉川村大字山小屋字的場五番地

同 郡同 村大字岩法寺字中ノ町五一一番地

同 郡同 村大字川辺字和尚平八〇番地

同 郡同 村大字南須釜字萩ノ田六七番地

同 郡同 村大字形見字道橋二九番地の一

同 郡石川町大字中野字福貴田七八番地の二

同 郡同 町大字曲木字仲ノ内九〇番地

同 郡同 町大字塩沢字大石二〇番地

同 郡同 町大字沢井字観音山二二番地の八

同 郡同 町字新屋敷二八番地

同 白河市東下野出島字鶴見山一七番地の四

同 市東上野出島字中峯二七番地

同 須賀川市日照田字館二三番地

同 石川郡玉川村大字吉字中平一一二番地の二

同 郡石川町大字坂路字反田六五番地

（農村計画課）

公告第百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年六月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区
の名称
只見町土地改良区

退任した役員

役員 氏名

菅家 三雄

菅家 亮

就任した役員

役員 氏名

渡部 勇夫

新國 ゆかり

住所

南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇五四番地の二

住所

同 郡同 町大字黒谷字田中一八六番地

住所

同 南会津郡只見町大字小川字上村二二三番地

同 郡同 町大字新町二二〇三番地の一

(農村計画課)

公告第121号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年6月11日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン 10台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年10月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県警察本部刑事総務課捜査支援室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年7月5日

(月) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年7月5日(月)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年6月11日(金)から同年7月5日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年6月21日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年6月21日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年7月27日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月26日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 10 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 27 July 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 26 July 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和三年六月一日現在において、次のとおりである。

令和三年六月十一日

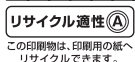
福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、六五〇
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九七、八〇八
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福島市	選挙区	七八、一九九	田村市田村郡	選挙区	一七、八六八
-----	-----	--------	--------	-----	--------

二本松市	一五、三四二	双葉郡	一七、四八〇	相馬市相馬郡新地町	一一、八三五	東白川郡	八、七八三	喜多方市耶麻郡	二〇、六六一	大沼郡	七、一四四	須賀川市岩瀬郡	二六、二六一	河沼郡	六、一八七	白河市西白河郡	三〇、三七一	南会津郡	七、三〇一	いわき市	八九、九八七	本宮市安達郡	一〇、七七六	郡山市	九〇、〇一六	伊達市伊達郡	二六、六七九	会津若松市	三二、八九七	南相馬市相馬郡飯館村	一八、七三七
------	--------	-----	--------	-----------	--------	------	-------	---------	--------	-----	-------	---------	--------	-----	-------	---------	--------	------	-------	------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	-------	--------	------------	--------



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 印刷所 福島県 株式会社 第一印刷